

昭和每週火、金曜日発行（但休日に当るとときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 訓令

### 鳥取県訓令第二号

鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令

鳥取県電報発信者符号（昭和三十九年十一月鳥取県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

- ◇訓令 鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令
- ◇告示 米飯提供業者の登録
- 県営かんがい排水事業計画の変更に係る土地改良事業変更計画書の写しの縦覧
- 土地の立入の許可
- 土地収用法による土地細目の公告の申請
- 土地の公用廃止
- ◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

二の項のす・せ・その部（農林部関係）中

スマ	日野北部農業改良普及所長
スミ	日野北部農業改良普及所
スム	日野南部農業改良普及所長

スマ	日野農業改良普及所長
スミ	日野農業改良普及所
スム	削除

に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十年二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十九日

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
米振第一八四号	昭四〇、一、五九里	洋高砂寿司	米子市角盤町二	住所に同じ	
第一八五号	"	林原富枝	柿のたね	"	朝日町四五
第一八六号	"	坂本久子	錢屋	"	二四
第一八七号	"	遠藤輝男	市職組合堂	"	中町二〇
第一八八号	"	浅井昇	ラメール	"	朝日町七四
第一八九号	"	早川忠篤	弓ヶ浜莊	鳥取市東町一ノ三〇五	米子市上福原北浜新田
第一九〇号	"	宮部一郎	しろがね莊	東京都千代田区永田町	西伯郡大山町大山寺

00408  
(第3種郵便物)  
可(認)

3 昭和40年1月29日 金曜日 鳥取県公報 第3601号

00407  
(第3種郵便物)  
可(認)

昭和40年1月29日 金曜日 鳥取県公報 第3601号

鳥取県告示第四十七号

鳥取県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十

七条の三第四項において準用する同法第八十七条第四項の規定に基づき、小鴨川地区の県営かんがい排水事業計画を変更することについて、次のように縦覧に供する。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一  
条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、  
同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

一 起業者の名称

日本国有鉄道

二 事業の種類

日本国有鉄道が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第三条第一項各号に掲げる業務の用に

供する施設に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日南町生山、神福、三吉、下石見、中石見、上

四 石見

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十年二月一日から

昭和四十二年三月三十一日まで

鳥取県告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定に基づき、建設大臣代理人建設省中国地方建設局長 秋竹敏実から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県 知事 石破 二朗  
収用しようとする土地の所在、地番及び地目

氣高郡氣高町大字八束水字風田引坂一、四八七 田、畠

一、四八七ノ一 一、四九三 一、四九四

字大畑 一、五一二 原野

一、五一二 一、五二二 畠

鳥取県告示第五十号

次の土地は、昭和四十年一月二十五日から公用を廢止した。

昭和四十年一月二十九日

場所	鳥取県知事石破	二朗
東伯郡大栄町大字六尾字配竹	一五九ノ三地先	
道路敷	原野	
	二七坪六合九匁	

00410

(第3種郵便物)  
(認)

5 昭和40年1月29日 金曜日 鳥取県公報 第3601号

00409

(第3種郵便物)  
(認)

4

人事委員会規則

字ドブケ三九七ノ一地先 水路敷 一〇坪二合四匁

附則

(施行期日)

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第一号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

る規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭

和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を

次のように改正する。

第八条の四第一項第三号及び第四号中「（第八条の二第一項第一号(4)、第四号(1)又は第五号(1)の規定の適用を受ける場合は、対応号給）」を削る。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項第三号及び第四号中「（第八条の二第一項第一号(4)、第四号(1)又は第五号(1)の規定の適用を受ける場合は、対応号給）」を削る。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項第三号及び第四号中「（第八条の二第一項第一号(4)、第四号(1)又は第五号(1)の規定の適用を受ける場合は、対応号給）」を削る。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項第三号及び第四号中「（第八条の二第一項第一号(4)、第四号(1)又は第五号(1)の規定の適用を受ける場合は、対応号給）」を削る。

じ。)の適用については、昇給規定に定める期間から  
それぞれ同表下欄に掲げる月数を減じた期間をもつて  
昇給規定に定める期間とする。

給料表		
行政職給料表		
職務の等級及び号給(昇格後に昇任した場合における職務等級の等級及び号給)		
三等級	八号給	九月
三等級	九号給	六月
三等級	十号給	三月
二等級	九号給	九月
二等級	十号給	六月
二等級	十一号給	三月
二等級	六号給	九月
二等級	七号給	六月
二等級	八号給	三月
月 調 整		

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する。

### 発行日 火、金

第九条の十一項中「道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)別表第一号に掲げる特殊自動車」を「道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)別表第一号に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びにこれらのもの以外のもので除雪のための特別な設備を有する自動車」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年一月一日から適用する。

### 附 則

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷 鳥取県鳥取市栗谷町印刷  
(定印) 一部月額二五〇円(送配料共)  
所

昭和四十年一月二十九日  
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午  
鳥取県人事委員会規則第二号